

令和7年度入学試験問題

受験上の注意

1. 監督の指示により，解答用紙に受験番号（算用数字），氏名，フリガナを記入し，受験番号および該当する試験日をマークしてください。記入については解答用紙の注意事項に従ってください。
2. 問題冊子の解答番号と解答用紙の番号を間違えないように注意してください。
3. 科目およびページは，次のとおりです。試験開始の合図があったら，まず受験する科目のページ数を確認してください。

科 目	ペ ー ジ
国 語	8 ～22

4. 受験票を試験時間中は，机上の受験番号の下に呈示しておいてください。
5. 質問，その他用件があるときは，手を挙げて合図してください。
6. 試験時間中の退場は認めません。
7. 試験時間は数学と国語で80分です。
8. この問題冊子は持ち帰ってください。

開始の合図があるまで開かないでください

一 「本文Ⅰ」「本文Ⅱ」を読み、後の問に答えなさい。

「本文Ⅰ」

(1) 「汝^{なんじ}が他人にしてもらいたいと思うことを、汝も他人に対してなせ」という黄金律。これは、あなたと私のあいだで、何を大切だと思っているか、何を素晴らしいものと見なしているか、何を醜いと感じるか、何を心地よいと感じるかを共有している場合にのみ、利他となります。この道德律（黄金律）は、「あなたと私は似た存在である」「あなたと私は同じような存在である」という前提がなければ機能しません。

現代に生きる僕らは、大切になっているものが一人ひとりズレている。それが多様性の時代である。

この認識からしか、利他は届かないと言えるでしょう。そうでなければ、それは利他の押し付けであり、ありがた迷惑であり、正義の強制であり、時には道德の暴走へと至るでしょう。

だとすれば、現代という多様性の時代における黄金律は、「その他者が大切にしているものを尊重する」というものになるのではないのでしょうか？ そして、その私ならざるあなたが大切にしているものは、私の目には見えない。しかし、もし利他があり得るとしたら、それは次のような定義になります。

利他とは、自分の大切にしているものよりも、その他者の大切にしているものの方を優先すること、である――。

（近内悠太『利他・ケア・傷の倫理学』問題作成上、一部を改変した）

「本文Ⅱ」

安心は、相手が想定外の行動をとる可能性を意識していない状態です。要するに、相手の行動が自分のコントロール下に置かれていると感じている。

それに対して、信頼とは、相手が想定外の行動をとるかもしれないこと、それによって自分が不利益を被るかもしれないことを前提としています。つまり「社会的不確実性」が存在する。にもかかわらず、それでもなお、相手はひどい行動をとらないだろうと信じること。これが信頼です。

つまり信頼するとき、人は相手の自律性を尊重し、支配するのではなくゆだねているのです。これがないと、ついつい自分の価値観を押しつけてしまい、結果的に相手のためにならない、というすれ違いが起こる。相手の力を信じることは、利他にとって絶対的に必要なことです。

（中略）

利他的な行動には、本質的に「これをしてあげたら相手にとって利になるだろう」という「私の思い」が含まれています。重要なのは、それが「私の思い」でしかないことです。

思いは思い込みです。そう願うことは自由ですが、相手が実際に同じように思っているかどうかは分からない。「これをしてあげたら相手にとって利になるだろう」が「これをしてあげるんだから相手は喜ぶはずだ」に変わり、さらには「相手は喜ぶべきだ」になるとき、利他の心は、容易に相手を支配することにつながってしまいます。

つまり、利他の大原則は、「自分の行為の結果はコントロールできない」ということなのではないかと思えます。やってみて、相手が実際にどう思うかは分からない。分からないけど、それでもやってみる。⁽²⁾この不確実性を意識していない利他は、押しつけであり、ひどい場合には暴力になります。

（中略）

さきほど、信頼は、相手が想定外の行動をとるかもしれないという前提に立っている、と指摘しました。「聞く」とは、この想

定できていなかった相手の行動が秘めている、積極的な可能性を引き出すことでもあります。「思っていたのと違った」ではなく「そんなやり方もあるのか」と、むしろこちらの評価軸がずれるような経験。

他者の潜在的な可能性に耳を傾けることである、という意味で、利他の本質は他者をケアすることなのではないか、と私は考えています。

A、この場合のケアとは、必ずしも「介助」や「介護」のような特殊な行為である必要はありません。B、「こちらには見えていない部分がこの人にはあるんだ」という距離と敬意を持って他者を気づかうこと、という意味でのケアです。耳を傾け、そして拾うことです。

ケアが他者への気づかいであるかぎり、そこは必ず、意外性があります。自分の計画どおりに進む利他は押しつけに傾きがちですが、ケアとしての利他は、小さきまなよき計画外の出来事へと開かれている。この意味で、よき利他には、必ずこの「他者の発見」があります。

さらに考えを進めてみるならば、⁽³⁾よき利他には必ず「自分が変わること」が含まれている、ということになるでしょう。相手と関わる前と関わった後で自分がまったく変わっていないければ、その利他は一方的である可能性が高い。「他者の発見」は「自分の変化」の裏返しにほかなりません。

（伊藤亜紗「うつわ」的利他」問題作成上、一部を改変した）

問一 傍線部分(1)「汝が他人にしてもらいたいと思うことを、汝も他人に対してなせ」という黄金律」に対して「本文I」の

筆者はどう考えているか。最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 1。

① この黄金律は、現代ではもはやあてはまらないものになっており、利他を成り立たせるためには新たな考えを提唱すべきである

② この黄金律は、「他人のために」という利他の基本であり、そのままの形ではないにせよ、現代にも生かすべき考えである

③ この黄金律は、他人が大切に行っているものを自分にとっても大切なものとして考えるよう述べており、まさに利他の精神を表したものである

④ この黄金律は、自分と他人を同等に捉えるものであり、現代のように多様性の時代にこそ重要な考え方である

⑤ この黄金律に従う人は現代では少数になっており、誰もが自分の価値観にこだわる利己的な時代になっている

問二 「本文Ⅰ」で筆者が提案する「利他」の定義に合致する具体例として、最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解

答番号は 2。

- ① 友だちの誕生日のプレゼントを買いに行った。値段は予算をオーバーしたけれど、私は自分が一番気に入ったものを絶対友だちも喜んでくれると思ってふんばつて購入した
- ② 友だちが推しのイベントがあるのに行列に並ぶ時間がないという。私は興味もなかった家でのんびりしたかったのだけど、代わりに並んで整理券をとってあげた
- ③ お土産をもらったが、あんこたつぷりのまんじゅうだった。私はそれほどあんこが好きではないので、あんこ大好きと常々言っていた友だちにあげた
- ④ 友だちと一緒に旅行する計画を立てた。私は温泉でまったりしたかった。でも、友だちは遊園地で遊びたいと言い、ジャンケンで負けたので遊園地に行った
- ⑤ 本をあまり読まない友だちに、この小説は絶対面白いからと本をプレゼントした。最初は興味なさそうだったが、読んでみたらすごく面白かったと喜ばれた

問三 傍線部分(2)「この不確実性を意識していない利他は、押しつけであり、ひどい場合には暴力になります」のように言われ

る理由として、最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 3。

- ① けつきよくは自分の利益を優先しているから
- ② 相手を自分の価値観に従わせようとするから
- ③ 確実なものごとししか信じようとしなから
- ④ 相手を支配しようとして暴力に訴えるから
- ⑤ 最初に思い込んだ考えを変えようとしなから

問四 空欄A、Bに入る語の組み合わせとして、最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 4。

- ① A 他方 B しかも
- ② A しかし B あるいは
- ③ A だから B そして
- ④ A ただし B むしろ
- ⑤ A つまり B 例えば

問五 傍線部分(3)「よき利他には必ず「自分が変わること」が含まれている」のように言われる理由として、最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 5。

- ① 利他の前提には相手が自分の思惑を超えていくことがある。そのため、利他的行動の前後で相手に対する見方が変化するから
- ② 利他的な行動は相手を信頼することによって成立する。その結果新たな絆^{きずな}が生まれ、自分自身も変化するから
- ③ 利他的な行動には相手の価値観を受け入れることが含まれる。そのため、自分の価値観が変化することにもなるから
- ④ 利他的行動は、相手を支配しようとしていた態度から、相手の自律性を尊重する態度への変化を促すから
- ⑤ 相手を喜ばせようと思ってした行為が相手を喜ばせなかったとき、別の仕方では喜ばせるようやり方を柔軟に変えねばならないから

問六

「本文Ⅱ」に述べられている安心と信頼についての説明に合致するものとして、最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 6。

- ① 相手が想定外の行動をとっても対処できるという思いが安心であり、想定外であっても相手の行動を尊重して受け入れるのが信頼である
- ② 信頼は不安を残しながらも相手にゆだねる態度であり、不安がなくなったときそれは安心となる。つまり、完全な信頼こそが安心である
- ③ 相手を支配できているとき、安心できる。それに対して、信頼できる相手ならば逆にその人に支配され、その人の言うことに従うことができる
- ④ 何を考えているかよく分かっている相手には安心できる。それに対して、何を考えているか分かりきらない相手だからこそ、信頼は成り立つ
- ⑤ この人ならば絶対だいたいじょうぶという思いが安心であり、だいたいじょうぶかどうか不確かなので自分とともに行動しようとする人間関係が信頼である

問七

「本文Ⅱ」に述べられている信頼と利他的の関係に合致するものとして、最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 7。

- ① 相手が想定外の行動をとると信頼関係が崩れ、利他的行為は成立しない
- ② 信頼も利他也相手を尊重する態度である
- ③ 利他的な行動がお互いの信頼関係を深める
- ④ 自分に不利益を与えかねない相手に対しては、信頼できないので利他的にはなれない
- ⑤ 自分の行為が相手の利益になると信じているから、信頼関係が成り立つ

問八

「利他」ということについて、「本文Ⅰ」で述べられている考えと「本文Ⅱ」で述べられている考えの関係として、最も

適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は

8

。

- ① 「本文Ⅱ」は「本文Ⅰ」の内容をケアの現場における具体例を通してより詳しく述べている
- ② 「本文Ⅱ」は「本文Ⅰ」で提案されている利他の定義に対する反対意見になっている
- ③ 「本文Ⅱ」では信頼との関係で利他が捉えられているが「本文Ⅰ」では安心との関係で利他が捉えられている
- ④ 「本文Ⅱ」は「本文Ⅰ」の「多様性」ということを「不確実性」という観点から述べている
- ⑤ 「本文Ⅱ」は「本文Ⅰ」で否定的に扱われている黄金律をケアの本質に属すものとして肯定的に捉えている

二 「本文Ⅰ」「本文Ⅱ」を読み、後の問に答えなさい。

「本文Ⅰ」

AⅠが及ぼす教育の機会均等への影響について考えよう。教育の機会均等との関係で特に問題になるのは、入試におけるAⅠの活用である。

AⅠに書類選考や面接選考を担当させることは、基本的に入試の「公平性」に資すると思われる。というのも、ペーパー試験とは異なり客観的基準による採点が困難な書類選考・面接選考を人間が担当した場合、担当者の主観によって評価が左右されるおそれがあるからである。例えば、同じ受験生について、ある面接官は「元気があって活発だ」と高く評価する一方で、他の面接官は「チャラついていて不真面目だ」と低く評価する可能性がある。それに対して、AⅠが選考を行えば、全受験生を同じ基準によって審査することが可能である。AⅠ「ワトソン」^(注1)による書類選考を導入したある企業も、それによって「統一された評価軸でのより公平な選考」が期待できると述べている。このような「公平性」の実現は、入試におけるAⅠ活用のメリットとして高く評価すべきだろう。

しかしながら、AⅠによる選考は、正義に適^{かな}っているという意味で「公正」であるとは限らない。そもそも、AⅠによる選考といっても、その選考基準（アルゴリズム）は、過去に積み重ねられてきた人間による選考の結果等から学習される。そのため、人間による「不公正」な選考をAⅠも繰り返すおそれがある。

ただ、「AⅠも人間と同じく不公正な判断をしかねない」というだけなら、AⅠの活用を否定的に評価すべき強い根拠とはならないだろう（むしろ同程度に「不公正」ならば、せめて「公平」なAⅠに選考を任せるべきだとも考えられる）。より本質的な問題は、AⅠは、^(注2)ビッグデータ解析を通して、人間ならば避けるような差別的な選考を行ってしまうおそれがある、ということである。

AⅠによるビッグデータ解析の最大の利点は、人間にはとても気づけないような意外な相関関係を明らかにし得るという点にあ

る。過去の入試結果のデータを学習した場合にも、AIは意外な相関関係を発見し、それを合否判定に用いるだろう。例えば、「緑化委員会の委員をした経験のある生徒は、入学後に成績が伸びる傾向にある」という相関関係を発見し、緑化委員の経験に点数を振るかもしれない。

このことは、受験生の入学後の成長可能性を総合的に評価できるというメリットがある反面、「差別」につながるリスクを内包していると言える。わかりやすい例を挙げれば、A。人間ならばルール化されていなくとも良心に従って避けるであろう、このような差別的判断を、良心のないAIは「B」行ってしまうおそれがある。

しかも、さらに悪いことに、AIが差別的判断を行ったとしても、人間はそのことに気づけない可能性がある。というのも、AIは、開発者がプログラミングした作業しかなし得なかった従来のコンピュータとは異なり、ビッグデータの解析を通して自律的に学習をする。そのため、学習が進展していくと、AIのアルゴリズム（選考基準）は開発者ですら理解できないものとなり得るのである。

（堀口悟郎「AIと教育制度」問題作成上、一部を改変した）

「本文Ⅱ」

日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定している。そして、私たちのこの憲法は、他国の近代憲法と同様、ここで謳^{うた}われる個人の尊重原理を「根本規範」にしている。個人の尊重原理こそが、憲法規範の価値秩序の頂点——憲法はその国の最高法規なので、その意味では日本の法秩序全体の頂点——に立つと考えられているのである。

この原理については、すでに多くの学者が色々な説明を加えている。しかし、この原理を4層に分けて考えることで、これらの見解を統合して理解することが可能となるように思われる。

では、その4層とは何か。

まず、第1層は、個人は人間として、尊重されなければならないという考え方である（＝人間の尊厳、dignity）。いわば類的な尊

厳に当たる層であり、人の生命の不可侵性がその主な内容を構成する。以下の各層の基盤を構成する層である。

第2層は、個人は人格的存在として、平等に尊重されなければならないという考え方である（＝狭義の個人の尊重、respect）。これは、近代における身分制の否定と直接に結びついたもので、個人は身分のような集団的で固定的な属性によってあらかじめ生き方を規定されないのだという、解放的で、消極的な側面を有している。

比喩的にいえば、個人がその人生を描くために用意されたキャンバスは、あらかじめ下書きをされていたり、色を塗られたものであつてはならず、純粹無垢な白色でなければならぬ、ということである。

歴史的に、身分制の時代にあつては、個人は「身分」ごとに、あらかじめ下書きがなされ、色が塗られたキャンバスを渡されていた。個人は、そこで描かれた方向に沿って自己の人生を歩まざるをえなかったのである。そこで日本国憲法を含む近代憲法は、人がすべて等しく白いキャンバスをもつことを重要視したのである。平たくいえば、これは、「あなたの⁽¹⁾集団属性からみると、あなたはこういう人ですよ。だからこう生きなさい」と誰からも命じられないことを意味する。

第3層は、個人は人格的・自律的存在として、尊重されなければならないという考え方である（個人の尊厳、dignity）。これは、個人が自律の能力をもつことを前提に、誰からも命じられることなく、主体的に自己の人生をデザインしていくことを認めさせる、という積極的な側面を有している。先の比喩を使えば、第2層の（狭義の）個人の尊重原理によって脱色化された白いキャンバスに絵を描くのは、あくまでも自分自身だ、ということである。逆にいえば、せっかく白いキャンバスを渡されたのに、誰かに絵を描いてもらうようなことをしてはいけない、という責任の原理も含んでいる。

第4層は、個人が自律的・主体的に決定・選択した結果を尊重しなければならないという考え方である（多様性・個別性の尊重）。やはり先述の比喩を使えば、Cということである。第1層がいわば人間としての平等性・均一性の尊重、第2層および第3層が人格的主体としての平等性の尊重を表しているのに対して、この第4層は、それらの結果として、生じる多様性の尊重を表している。

（山本龍彦『おそろしいビッグデータ』問題作成上、一部を改変した）

(注1) ワトソン 入社試験の書類選考の判定に採用されているシステム

(注2) ビッグデータ 巨大なデータ群

問一 「本文Ⅰ」で検討されているAIによる選考は、「本文Ⅱ」で述べられている憲法13条の原理の第何層に抵触するか。最も

も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 9。

① 第1層

② 第2層

③ 第3層

④ 第4層

問二 「本文Ⅰ」では、AIによる選考について、公平性と公正性の視点で検討している。「本文Ⅰ」における「不公平」と

「不公正」の違いを説明する文章として最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 10。

① 「不公平」は個々の事情を考慮しないこと、「不公正」は画一的な基準で評価すること

② 「不公平」は人間の主観を判断に含めること、「不公正」は判断を機械にまかせること

③ 「不公平」は統一された評価軸が存在しないこと、「不公正」は統一された評価軸に依存すること

④ 「不公平」は格差を排除せずに評価すること、「不公正」は格差を是認すること

⑤ 「不公平」は異なる基準で評価すること、「不公正」は不適切な基準で評価すること

問三

「本文Ⅰ」空欄Aに入る文章として最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 11。

- ① AIは、「ある県の出身者は入学後出席不良になる確率が高い」という過去の傾向に基づき、その県出身の受験生を一律に減点するかもしれない

- ② AIは、「筆記試験がある点以下の者は学習内容を十分に理解していない」と考察し、不合格にするかもしれない

- ③ AIは、「特定の国家資格保有者には加点する」という採点基準を根拠に、該当する受験生に10点を加算するかもしれない

- ④ AIは、「ある検定の特定レベル以上の能力がない者は授業内容を理解できない」という在学生のデータを目安に、入試問題を作成するかもしれない

- ⑤ AIは、「高校時代に停学処分を受けたことがある者は問題行動を起こす可能性が高い」と判断し、処分の経緯を合否判定の要素に加えるかもしれない

問四

「本文Ⅰ」空欄Bに入る語として最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 12。

- ① 主観的に

- ② やむを得ず

- ③ 悪気なく

- ④ 熟慮の上で

- ⑤ 不注意で

問五

「本文Ⅱ」傍線部分(1)「集団属性」と同じような使われ方をしている「本文Ⅰ」の語句として最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 13。

- ① 客観的基準
- ② ビッグデータ
- ③ 差別的判断
- ④ 相関関係
- ⑤ 統一された評価軸

問六

「本文Ⅱ」では、憲法13条の原理を、キャンバスに絵を描くという行動で比喩的に表している。空欄Cに入る文章として最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 14。

- ① 白いキャンバスに描かれた絵がそれぞれ違うことを最大限尊重しなければならない
- ② どの色のキャンバスを選択したとしても、互いに否定してはいけない
- ③ 白いキャンバスに描かれた絵が他人を傷つけるものだったとしても、排除することはできない
- ④ 人はみな、白いキャンバスとともに、それぞれ異なる色の絵の具を持って生まれてくる
- ⑤ 赤いキャンバスを持つ人も、青いキャンバスを持つ人も、平等に扱われるべきだ

問七

「本文Ⅰ」において、仮に「公平」かつ「公正」なアルゴリズムを構築できるとした場合、「本文Ⅱ」の立場ではどのよう
に評価するだろうか。最も適当なものを一つ選び、マークしなさい。解答番号は 15。

- ① 個人を人格的自律の存在として尊重するシステムであるため、AIによる選考は妥当な結果を得られる
- ② 人間ではなく機械が評価する限り、AIによる選考結果に正当性を認めることはできない
- ③ 「公平」で「公正」なアルゴリズムであっても、「公平」かつ「公正」な選考ができるとは限らない
- ④ 人間のする評価よりも「公平」かつ「公正」であるので、AIによる選考を積極的に選択すべきである
- ⑤ 面接などで「人格的存在として」の評価が必要になる場合には、AIによる選考だけでは不十分である